

国際調査機関 BR	国立工業所有権機関 (ブラジル)	附属書 D BR
調査手数料 (PCT規則16) ¹		
	ブラジル・レアル (BRL)	オンライン 1,685 紙形式 ² 2,525
	ユーロ (EUR)	254 381
	スイス・フラン (CHF)	274 411
	米国・ドル (USD)	318 (302) ³ 476 (453) ³
追加の調査手数料 (PCT規則40.2) ⁴	BRL 1,360 (オンライン)	2,040 (紙形式) ²
国際調査報告に列記された文献の写しのための手数料 (PCT規則44.3) ⁴	BRL 1.5 (オンライン)	2 (紙形式) ²
国際出願の一件書類中の文献の写しのため の手数料 (PCT規則94.1の3)	BRL 1.5 (オンライン)	2 (紙形式) ²
調査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す 国際調査の開始前にPCT第14条(1),(3)又は(4)の規定により、国際出願が取下げられた又は取下げられたものとみなされた場合：100%払戻し 当該調査機関が先の調査から利益を得る場合、利益の程度に応じて：25%払戻し	
異議申立手数料 (PCT規則40.2(e)) ⁴	BRL 1,220 (オンライン)	1,830 (紙形式) ²
遅延提出手数料 (PCT規則13の3.1(c)) ⁴	BRL 180 (オンライン)	270 (紙形式) ²
国際調査のために受理する言語	英語 ⁵ 、ポルトガル語又はスペイン語 ⁶	
国際調査機関は、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列リストを要求するか (PCT規則13の3.1)?	要求する 機関が要求する電子媒体の種類 配列リスト全体を印字することができ、それを特定するデータを、単一のCD又はDVDに、単一のテキストファイルで収める	
調査をしないこととしている対象	PCT規則39.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、ブラジルの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	

- この手数料は、受理官庁が認める通貨（複数の通貨があればそのうち1つ）で受理官庁に支払う（附属書C参照）。自然人、中小企業、協同組合、学術機関、非営利組織又は公共機関が国際出願を行った場合には60%減額される。詳細については2019年10月2日の国立工業所有権機関（ブラジル）の決議No. 251/19を参照。
- 紙形式で行われた国際出願及びPCT関係の書類提出は郵送による場合に限り受理される（2019年11月13日の国立工業所有権機関（ブラジル）の決議No. 253/19を参照）。
- 括弧内の額は2021年7月1日から適用される。
- この手数料は、特別の事情がある場合のみ国際調査機関に支払う。脚注1（第1文を除く）も適用する。
- ラテンアメリカ及びカリブ海地域に設立された受理官庁を除く、いずれかの受理官庁に対して行われた国際出願に適用される。
- 受理官庁としての国立工業所有権機関（ブラジル）に対して行われた国際出願、又はラテンアメリカ及びカリブ海地域の受理官庁に対して行われた国際出願に適用される。